

5 参 考（損保通達の準用箇所）

今回の照会により保険法人が準用しようとしているのは、損保通達のうち次に掲げる表に掲げる取扱いです（本文中の準用箇所はアンダーラインを付している部分で、算式の準用箇所は備考欄に準用する旨を記載している部分です。）。

損 保 通 達	備 考
<p style="text-align: right;">課法 2-24 平成 15 年 12 月 19 日</p> <p>国税局長 殿 沖縄国税事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">国税庁長官</p> <p style="text-align: center;">損害保険会社の所得計算等に関する法人税の 取扱いについて（法令解釈通達）</p> <p>損害保険会社の支払備金及び責任準備金の損金算入等の取扱いについて、別添のとおり定めたから、これにより取り扱われたい。 なお、昭和 28 年 7 月 14 日付直法 1-81「法人税法施行規則の一部を改正する政令の施行に伴う法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）及び昭和 44 年 7 月 16 日付直審(法)36「長期の損害保険業務を営む損害保険会社の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）は、廃止する。</p>	
<p>別添</p> <p>目 次</p> <p>I 支払備金 II 普通責任準備金 III 自賠責保険の義務積立金 IV 払戻積立金 V 標準責任準備金 VI 契約者配当準備金 VII その他</p>	
<p>I 支払備金</p> <p><u>（支払備金の損金算入）</u></p> <p>1 <u>損害保険会社が各事業年度において保険料収入が計上済となっている保険契約に関して支払備金を積み立てた場合には、当該積立額は、3及び5に定める金額を限度として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</u></p> <p>（注）収入保険料が計上されていない保険契約に係る支払備金を積み立てる場合には、当該保険契約に係る収入保険料を益金の額に算入する。</p> <p><u>（支払備金の意義）</u></p> <p>2 <u>1の支払備金とは、既に生じた保険事故により保険契約に基づいて保険金の支払義務が発生したものがある場合において、その支払に充てるために積み立てる金額をいい、このうち既発生既報告の保険事故に係るものを普通支払備金、既発生未報告の保険事故に係る</u></p>	<p>① 左の(注)の場合は、本件では生ずることがないため準用しません。</p>

損 保 通 達	備 考
<p>ものをIBNR備金という。</p> <p><u>(普通支払備金の積立限度額)</u></p> <p>3 2の普通支払備金の積立額は、既発生既報告の保険事故により保険契約に基づいて保険金の支払義務が発生した場合（当該支払義務に関し係争中の場合を含む。）において、その支払のために必要と認められる金額（再保険による他の保険者からの受取保険金に相当する金額があるときは、当該金額を控除する。）に相当する金額を限度とする。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 保険金の支払により契約者等から求償権又は残存物を取得した場合には、当該求償権の行使（裁判の判決又は当事者間の合意がないものを除く。）又は残存物の売却によって回収が見込まれる金額を当該事業年度の支払備金の金額から控除した後の金額とする。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、船舶の衝突事故において被保険者が相手方に対して負うことになる損害賠償債務に係る保険金の支払備金については、当該被保険者が相手方に求償し得る損害賠償債権の見積額を当該損害賠償債務から控除した後の金額とする。ただし、求償し得る損害賠償債権の見積額が損害賠償債務の金額を上回る場合には、控除する金額は損害賠償債務の金額を限度とする。</p> <p><u>(外国受再保険の普通支払備金)</u></p> <p>4 普通支払備金のうち外国受再保険に係るものについては、出再保険者等からの支払備金の報告に基づき、その支払に必要と認められる金額を限度とする。</p> <p>ただし、会計制度の相違その他の事情により出再保険者等から報告が得られない契約に係る支払備金については、最近の実績値等を基礎とした合理的な推計方法により支払備金を算定することにつき、あらかじめ所轄国税局長の確認を得た場合には、当該推計方法によって算定した金額を損金の額に算入することができる。</p> <p>なお、採用した推計方法については、継続的に適用するものとする。</p> <p>(注) 出再保険者等からの報告により支払備金を計上する場合には、適時報告を求めることに留意する。</p> <p><u>(IBNR備金の積立限度額)</u></p> <p>5 2のIBNR備金の積立額は、地震保険及び自動車損害賠償責任保険（以下「自賠償保険」という。）を除くすべての保険契約について見込まれる既発生未報告の保険事故に係る支払備金として積み立てた金額のうち、保険種目別に次の算式（この算式における支払保険金、普通支払備金は、再保険による他の保険者からの受取保険金に相当する金額があるときは、当該金額を控除した金額とする。）により計算した金額の直近3事業年度の平均額を限度とする。</p> <p>[算 式]</p> $\left(\begin{array}{l} \text{前事業年度以前} \\ \text{発生事故に係る} \\ \text{当該事業年度の} \\ \text{支払保険金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前事業年度以前} \\ \text{発生事故に係る} \\ \text{当該事業年度末} \\ \text{の普通支払備金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前事業年度} \\ \text{末の普通} \\ \text{支払備金} \end{array} \right) \times \text{発生保険金の伸比率(注)}$ <p>(注)</p> $\text{発生保険金の伸比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{当該事業} \\ \text{年度の} \\ \text{支払保険金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該事業年度} \\ \text{末の普通} \\ \text{支払備金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前事業年度} \\ \text{末の普通} \\ \text{支払備金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前事業} \\ \text{年度の} \\ \text{支払保険金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前事業年度} \\ \text{末の普通} \\ \text{支払備金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々事業年度} \\ \text{末の普通} \\ \text{支払備金} \end{array}}$ <p>なお、再保険については、保険種目別に次の算式（この算式におけ</p>	<p>② 左の(2)は、保険の対象が本件と異なるため準用しません。</p> <p>③ 本件において外国受再保険は存しませんので準用しません。</p> <p>④ 自賠償保険に係る部分は準用しません。</p> <p>⑤ 左の算式は準用します</p> <p>⑥ 左の算式は準用します</p> <p>⑦ 本件においては、再</p>

損 保 通 達	備 考
<p>る支払保険金、普通支払備金は、再保険による他の保険者からの受取保険金に相当する金額があるときは、当該金額を控除した金額とする。)により計算した金額の直近3事業年度の平均額による。</p> <p>[算式]</p> $\left[\begin{array}{l} \text{当該事業年度} \\ \text{の支払保険金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該事業年度末} \\ \text{の普通支払備金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前事業年度末} \\ \text{の普通支払備金} \end{array} \right] \times \frac{1}{12}$ <p>(<u>支払備金の益金算入</u>)</p> <p>6 <u>1により損金の額に算入した支払備金の金額は、損金の額に算入した事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。</u></p> <p>II 普通責任準備金</p> <p>(普通責任準備金の損金算入)</p> <p>7 <u>損害保険会社が各事業年度において普通責任準備金を積み立てた場合には、当該積立額のうち、保険種目別に8に定めるものについて、それぞれ9、10及び11に定める金額を限度として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</u></p> <p>(普通責任準備金の意義)</p> <p>8 <u>7の普通責任準備金とは、次の(1)の金額及び(2)の金額の合計額をいう。ただし、船舶保険、積荷保険、運送保険、船客傷害賠償責任保険及び原子力保険については、(1)の金額及び(2)の金額の合計額と(3)の金額のうちいずれか多い金額とする。</u></p> <p>(1) <u>保険料積立金</u> 保険契約に基づく翌事業年度以降の保険責任に対応する部分の金額(再保険に係る他の保険者に対する支払保険料に対応する金額を除く。)に相当する金額</p> <p>(2) <u>未経過保険料</u> <u>収入保険料(再保険に係る他の保険者に対する支払保険料を除く。)のうち、その未経過分に相当する金額</u></p> <p>(3) <u>初年度収支残</u> 当該事業年度における収入保険料(再保険に係る他の保険者に対する支払保険料を除く。)から、当該事業年度における収入保険料に係る保険契約に基づき支払う保険金、返戻金及びその他の給付金の金額(再保険に係る他の保険者から受け取る保険金、返戻金その他の給付金の金額を除く。)、当該保険契約のために積み立てた支払備金の金額(損金の額に算入されなかった部分の金額を除く。)並びに当該事業年度の事業費の額を控除した金額 (注) 収入保険料及び返戻金は、16の払戻積立金に充てる部分の金額を含まないものとする。</p> <p>(保険料積立金の計算方法)</p> <p>9 8の(1)の保険料積立金の金額については、原則として保険料及び責任準備金の算出方法書(以下「算出方法書」という。)に定められている方法により保険料の計算基礎を基として計算した金額とする。</p> <p>(未経過保険料の計算方法)</p> <p>10 <u>8の(2)の未経過保険料の金額については、原則として算出方法書に定められている方法により計算した金額とする。</u> また、算出方法書に定められている方法により計算した金額であっても、次の金額が含まれているときは、当該金額については未経過保険料と認めないものとする。</p> <p>(1) 算出方法書に具体的な計算方法による金額以外に法人が必要と認める額の積増しをすることができるような規定がある場合においては、その積増金額</p> <p>(2) 算出方法書に具体的な計算方法を定めず、法人が適当と認める方</p>	<p>保険についても左の簡便計算をすることなく、上記⑤及び⑥により積立限度額を算出します。</p> <p>⑧ 本件においては、保険料積立金に相当する部分が存しませんから準用しません。</p> <p>⑨ 異なる種類の保険に係る取扱いのため準用しません。</p> <p>⑩ ⑧と同様です。</p> <p>⑪ 「算出方法書」を「業務規程」と読み替えて準用します。</p> <p>⑫ 本件においては、左の(1)及び(2)のような金額が未経過保険料に含まれることとなる業務規程はあり得ませんので、左の「また」以降の部分は準用</p>

損 保 通 達	備 考
<p>法によって未経過保険料を計算できるような規定がある場合においては、その法人が継続して適用している方法によって計算した金額を超える金額</p> <p>(初年度収支残の計算方法)</p> <p>11 8の(3)の初年度収支残の金額については、原則として算出方法書に定められている方法により計算するものとする。なお、この方法に基づく計算において控除する「当該保険契約のために積み立てた支払備金」とは2に定める普通支払備金及びI B N R 備金をいうものとし、そのうちI B N R 備金の金額については、1により損金の額に算入した金額の12分の11に相当する金額とする。</p> <p><u>(普通責任準備金の益金算入)</u></p> <p>12 7により損金の額に算入した普通責任準備金の金額は、損金の額に算入した事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。</p> <p>Ⅲ～Ⅶ (本件にかかわる部分が存しないため省略します。)</p>	<p>しません。</p> <p>⑬ ⑨と同様です。</p>

履行法と保険業法における責任準備金等の積立根拠の比較

[責任準備金]

履 行 法	保 險 業 法
<p>(責任準備金)</p> <p>第二十四条 <u>保険法人は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を積み立てなければならない。</u></p>	<p>(責任準備金)</p> <p>第一百六条 <u>保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。</u></p> <p>2～3 (省略)</p>
履 行 法 規 則	保 險 業 法 規 則
<p>(責任準備金の積立て)</p> <p>第三十二条 <u>保険法人は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を責任準備金として積み立てなければならない。</u></p> <p>一 <u>普通責任準備金</u> 収入保険料を基礎として、未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として計算した金額。</p> <p>二 異常危険準備金 (省略)</p>	<p>(損害保険会社の責任準備金)</p> <p>第七十条 <u>損害保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（第四項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。</u></p> <p>二 <u>普通責任準備金</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額。ただし、当該事業年度における収入保険料（第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。）の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金（法第一百七十七条第一項の支払備金をいう。以下この章において同じ。）（第七十二条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等を除く。）及び当該事業年度の事業費を控除した金額を下回ってはならない。</p> <p>イ <u>保険料積立金</u> (省略)</p> <p>ロ <u>未経過保険料</u> 収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額（収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類として金融庁長官が定めるものにあつては、金融庁長官が別に定めるところにより計算した金額)</p> <p>二～四 (省略)</p> <p>2～6 (省略)</p>

